



障がいのある方の支援を行なう 新たな施設が開設されます

障害者自立支援法が4月に施行され、身体、知的、精神の障がいのある方がもっと「働ける社会」を築き、住み慣れた地域でいきいきと自立した日常生活を営めるよう支援することが求められています。

このため市でも、企業体験実習手当金等支給制度の創設や、職員による障がい者雇用プロジェクトチームを設置するなど、障がい者雇用の促進に向け、様々な取り組みをはじめました。

これに加え、このほど、市内の社会福祉法人同善福祉会による新たな取り組みがはじまりますので紹介します。

今回の取り組みは、企業での一般就労を目指す障がい者に対し、訓練を通して一般就労への支援を行なう「就労移行支援」を実施します。

また、常時介護を必要とするような重度障がいのある方の日中活動の場として「生活介護」も実施します。新たな施設の概要は次のとおりです。

・**開設時期** 平成19年4月(予定)
・**障害者自立支援施設場所** 沢渡町四丁目(一本木駐車場の一部に建設予定)

・訓練などの内容

①**就労移行支援事業**…定員20人(市内の学校の生ごみを発酵コンポスト機により処理する堆肥生産事業、名刺などの印刷事業企業などにおける体験実習)
②**生活介護事業**…定員15人(比較的障がい程度の重い方の日中活動を支援)

※ニーズに応じて短期宿泊(シヨートステイ)も実施予定

・**利用対象者** 障がい者全般(知的障がい者を基本としつつ、他の障がいを持つ方も利用可)

・**施設の運営方針** ①「地域の中で働き、地域の中で暮らす」を

実現します ②地域共生を目指します ③ひとりの社会人としての自立を目指します ④希望や目標をもつていきいきと活動できる場とします ⑤従来の障がい種別にとられない支援を実施します



完成予定図

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-9871

10月より介護保険料を 遺族・障害年金から 特別徴収(天引き)します

これまで遺族年金や障害年金受給者の方は、介護保険料を窓口で納付したり、口座振替で納めていただきました。

10月から、遺族年金や障害年金も厚生年金や国民年金などの年金と同じように、介護保険料を特別徴収(年金から天引き)する年金

として追加され、保険料を納める手続きを簡素化します。ただし、年額18万円以上受給される見込みなどの要件を満たす方が対象です。※今までごおり、介護保険料の算定に遺族年金および障害年金受給額は、所得に含まれません。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎52-9871

市有地の売払い

市では、土地の購入を希望される方で、価格を競い、市の定める価格(予定価格)以上で一番高い価格を提示した方と契約する方法(一般競争入札)により、市有地を売払いします。

入札物件、入札日時、会場、条件などを記載したパンフレットを9月19日(火)から10月18日(水)(入札参加者募集期間まで)の間に市役所計画管理グループで配布します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ先

市役所計画管理グループ
☎52-1111(内線278)